

介護支援専門員証を紛失、破損したときの手続き

<届出（申請）に必要な書類>

- (1) 介護支援専門員証再交付申請書（第16号様式）
 - ・手数料として1,100円分の高知県収入証紙が必要です。
 - ・高知県収入証紙は、四国銀行本店・支店、高知銀行本店・支店などで購入できます。
- (2) 介護支援専門員証の写し（両面）又は登録通知書（又は登録証明書）の写し
 - ・再交付申請の理由が汚損又は破損の場合は介護支援専門員証の写し（両面）
 - ・再交付申請の理由が紛失の場合は、介護支援専門員の登録をした都道府県知事の登録通知書（又は登録証明書）の写しを提出してください。
- (3) 写真2枚（縦3.0cm×横2.4cm）
 - ・交付申請日前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの
 - ・写真の裏面に撮影年月日及び氏名を記載してください。
- (4) 434円分の切手を貼った返信用封筒
 - ・返信先の住所及び氏名を明記した封筒（長形3号 縦23.5cm×横12cm）を添えてください。

(注)直接受け取ることを希望される方は、申請書の「その他参考事項」に「直接受け取り希望」と記入してください。長寿社会課からの連絡があった後、担当者と来庁される日時を調整のうえ、写真付き身分証明書と印鑑をお持ちになって来庁してください。（担当者不在時はお待たせする場合があります。来庁日時は下記の担当と必ず事前に調整するようお願いいたします。）

※氏名や住所に変更がある場合は、「介護支援専門員登録事項変更届出書（第5号様式）」を併せて提出してください。

<書類の提出先>

高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課 介護保険担当
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL：088-823-9681
FAX：088-823-9259